

盗難通帳等による不正払戻し被害に関する追加規定

個人のお客さまの預金取引について、各預金規定等に定める事項に加えて次の規定を適用します。

1. (預金の払戻し)

各預金規定に定める払戻しまたは解約の手續きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

2. (印鑑照合等)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳、証書(以下、「通帳等」という。)を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

3. (盗難通帳等による払戻し等)

盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日(通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかか

る払戻請求権は消滅します。

当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

4.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020年4月1日現在)

お客様の「重大な過失」または「過失」となりうる場合

1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

預金者が他人に通帳を渡した場合

預金者が他人に記入・押印済の払戻請求書、諸届を渡した場合

その他預金者に および の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

上記 および については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対してこれらを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合

届出の印章の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合

届出の印章を通帳とともに保管していた場合

その他本人に から の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上

（2020年4月1日現在）

「盗難通帳等による不正払戻し被害に関する追加規定」を適用する規定

個人のお客さまの普通預金、総合口座、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、通知預金、外貨普通預金、外貨定期預金、外貨積立預金、譲渡性預金、非居住者円普通預金、非居住者円定期預金のお取引について、各預金規定に追加して適用します。

以 上

(2020年4月1日現在)